

松川村避難勧告等に係る発令の判断基準

1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）

風水害からの人命、身体への保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し、避難準備情報の伝達及び避難勧告、避難指示を行う。

(1) 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の実施機関、根拠等

避難準備情報の伝達、避難勧告・避難指示を行う場合は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、速やかにその内容を住民に周知するものとする。

その際、災害時要援護者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどがだれにでも理解できる内容で伝えることを心がけなければならない。

実施事項	機関等	根拠	対象災害
避難準備・高齢者等 避難開始	災害対策本部長 (村長)		災害全般
避難勧告	災害対策本部長 (村長)	災害対策基本法第 60 条	災害全般
避難指示（緊急）	災害対策本部長 (村長)	災害対策基本法第 60 条	災害全般
	水防管理者	水防法第 29 条	洪水
	知事又はその命 を受けた職員	水防法第 29 条・地すべり 等防止法第 25 条	洪水及び地すべり
	警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第 94 条	災害全般
避難所の開設、収容	災害対策本部長 (村長)		

(2) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の意味

ア 「避難準備・高齢者等避難開始」

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

イ 「避難勧告」

その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。

ウ 「避難指示（緊急）」

被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

(3) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び報告、通知等

ア 村長及び消防機関の長の行う措置

(ア) 避難準備・高齢者等避難開始

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、又は今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、後記(イ)の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備情報を伝達する。

(イ) 避難勧告、避難指示（緊急）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難先又は避難場所を示し、早期に避難勧告、避難指示を行う。

- a 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- b 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度が災害発生危険基準線を超えている地域）
- c 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域
- d 河川がはん濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域
- e 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- f 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- g 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的災害が予測される地域
- h 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- i 避難路の断たれる危険のある地域
- j 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- k 酸素欠乏若しくは有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

(4) 避難勧告、避難指示の時期

前記(3)ア(イ)a～kに該当する地域に災害が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

(5) 避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始の内容

避難勧告、避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備・高齢者等避難開始の伝達についても同様とする。

ア 発令者・・・（こちらは松川村災害対策本部です。）

- イ 発令日時・・・(本日、〇〇時〇〇分に)
- ウ 避難情報の種類・・・(避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)のいずれか)
- エ 対象地域及び対象者・・・(〇〇区の方は)
- オ 避難場所・・・(〇〇〇へ)
- カ 避難の時期・時間・・・(急いで避難してください。 等)
- キ 避難すべき理由・・・(□□川の水位が上昇し〇時間後にははん濫する危険がある。)
- ク 住民のとるべき行動や注意事項・・・(近所に声をかけながら避難してください。)
- ケ 避難の経路又は通行できない経路・・・(避難路の状況を伝える。)
 - 「国道は△△から□□の間が通行止めです。」
 - 「〇〇から××間の村道は浸水で通れません。」
 - 「〇〇橋は危険です。」
 - 「19時現在■■は通行可能です。」 等
- コ 危険の度合い(河川や堤防などの状況や、発災時期、予想される被災状況などについてのわかりやすい説明を含める。)
 - 「〇〇川堤防から大量の漏水があること」
 - 「1時間後に道路が浸水する恐れがあること」
 - 「堤防が決壊した場合ははん濫した水の破壊力があること」
 - 「浸水深さが床上まで及ぶ危険があること」 等

(6) 住民への周知

- ア 避難勧告、避難指示(緊急)、避難準備・高齢者等避難開始を行った場合は、速やかにその内容を防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ、又は直接住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

特に、災害時要援護者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。
- イ 村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等により周知する。
- ウ 避難のため立退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、村長は県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

(7) 災害時要援護者の状況把握

村は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、区長、消防、警察等関係機関の協力を得て、災害時要援護者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

(8) 村有施設における避難活動

災害発生時においては、火災等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、障害者等災害時要援護者に十分配慮する。

ア 施設の管理者は、災害時において施設利用者に危険があると予測される場合又は施設利用者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

イ 避難の勧告、指示及び避難準備情報は、速やかに内容を屋内放送、職員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 洪水に係る避難勧告等の発令基準

○ 高瀬川避難発令基準

発令の区分	条 件	対象地区 (世帯数)	水位観測所水位 (池田町十日市場)	備 考
避難準備・高齢者等 避難開始 (はん濫注意水位)	<ul style="list-style-type: none"> ・雨量の予測が過去の災害雨量に到達すると予測されるとき。 ・避難判断水位に到達し120分後にはん濫危険水位に到達すると予測されるとき。 ・近隣河川でのはん濫被害等の情報を入手したとき。 	東松川区 緑町中区 東松川南区 三軒家区 東細野区 北細野区 細野区	1.50m	
避難勧告 (避難判断水位)	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理施設の異常（堤防等の漏水や変状等破堤につながるおそれのある被災等）を確認したとき。 ・避難判断水位に到達し70分後にはん濫危険水位に到達と予測されるとき。 ・高瀬川はん濫警戒情報を受信したとき。 	同上	1.90m	
避難指示（緊急） (はん濫危険水位)	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防の決壊、堤防から水があふれる状況を確認したとき。 ・河川管理施設の異常が増大（堤防の亀裂拡大、漏水が増大等）するのを確認したとき。 ・避難判断水位に到達し55分後にはん濫危険水位に到達と予測、もしくは既に到達しているとき。 ・高瀬川はん濫危険情報を受信したとき。 	同上	2.38m	

* 村内には高瀬川水位情報の観測所がないため、池田町十日市場観測所水位（警報レベル）を基準とする。

* 発令の判断に当たっては、長野県河川水位情報（長野県建設部河川課発表）の、高瀬上橋（大町市）又は十日市場（池田町）の水位情報、及び長野県砂防情報ステーション（長野県建設部砂防課発表）の雨量情報から判断する。

○ 乳川避難発令基準

発令の区分	条 件	対象地区 (世帯数)	水位観測所水位	備 考
避難準備・高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・雨量の予測が過去の災害雨量に到達すると予測されるとき。(災害雨量到達予想時間より100分以上前の適時とする。) ・近隣河川でのはん濫被害等の情報を入手したとき。 	川西区 中部区 北部区 東部区 板取区 神戸区 細野区	水位観測所なし	
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理施設の異常(堤防等の漏水や変状等破堤につながるおそれのある被災等)を確認したとき。 ・河川断面の1/2以上の水位で堤防の一部流出や護岸流出を確認したとき(現地情報)。 	同上	同上	
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防の決壊、堤防から水があふれる状況を確認したとき。 ・河川管理施設の異常が増大(堤防の亀裂拡大、漏水が増大等)を確認したとき。 ・計画高水位(堤防高さ-60cm)に到達し、さらに水位が上昇しているとき(現地情報)。 	同上	同上	

* 乳川に係る水位観測所はないため、発令の判断に当たっては、長野県砂防情報ステーション(長野県建設部砂防課発表)の雨量情報を参考に判断する。

○ 芦間川避難発令基準

発令の区分	条 件	対象地区 (世帯数)	水位観測所水位	備 考
避難準備・高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・雨量の予測が過去の災害雨量に到達すると予測されるとき。(災害雨量到達予想時間より100分以上前の適時とする。) ・近隣河川でのはん濫被害等の情報を入手したとき。 	鼠穴区 神戸区 南神戸区 西原区 細野区	水位観測所なし	
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理施設の異常(堤防等の漏水や変状等破堤につながるおそれのある被災等)を確認したとき。 ・河川断面の1/2以上の水位で堤防の一部流出や護岸流出を確認したとき(現地情報)。 	同上	同上	
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防の決壊、堤防から水があふれる状況を確認したとき。 ・河川管理施設の異常が増大(堤防の亀裂拡大、漏水が増大等)を確認したとき。 ・計画高水位(堤防高さ-60cm)に到達し、さらに水位が上昇しているとき(現地情報)。 	同上	同上	

* 芦間川に係る水位観測所はないため、発令の判断に当たっては、長野県砂防情報ステーション(長野県建設部砂防課発表)の雨量情報を参考に判断する。

○ 穂高川避難発令基準

発令の区分	条 件	対象地区 (世帯数)	水位観測所水位	備 考
避難準備・高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・雨量の予測が過去の災害雨量に到達すると予測されるとき。(災害雨量到達予想時間より100分以上前の適時とする。) ・近隣河川でのはん濫被害等の情報を入手したとき。 	鼠穴区 南神戸区 細野区	水位観測所なし	
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理施設の異常(堤防等の漏水や変状等破堤につながるおそれのある被災等)を確認したとき。 ・河川断面の1/2以上の水位で堤防の一部流出や護岸流出を確認したとき(現地情報)。 	同上	同上	
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防の決壊、堤防から水があふれる状況を確認したとき。 ・河川管理施設の異常が増大(堤防の亀裂拡大、漏水が増大等)を確認したとき。 ・計画高水位(堤防高さ-60cm)に到達し、さらに水位が上昇しているとき(現地情報)。 	同上	同上	

* 穂高川に係る水位観測所はないため、発令の判断に当たっては、長野県砂防情報ステーション(長野県建設部砂防課発表)の雨量情報を参考に判断する。

○ 前川避難発令基準

発令の区分	条 件	対象地区 (世帯数)	水位観測所水位	備 考
避難準備・高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・気象予警報が発表され、事前に避難準備をすることが適切であると判断されるとき。 ・災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適切であるとき。 	東部区 緑町区 板取区 細野区	設定なし	
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備・高齢者等避難開始より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。 ・災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。 	同上	同上	
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められると。 ・災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。 	同上	同上	

* 前川は中小河川（用排水路）であり水位観測所はないため、発令の判断に当たっては、長野県砂防情報ステーション（長野県建設部砂防課発表）の雨量情報を参考に判断する。

○ その他の河川避難発令基準

発令の区分	条 件	対象地区 (世帯数)	水位観測所水位	備 考
避難準備・高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・気象予警報が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき。 ・災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適当であるとき。 	村内全域	設定なし	
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。 ・災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。 	同上	同上	
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められると。 ・災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。 	同上	同上	

* その他の河川（用排水路等）は水位観測所はないため、発令の判断に当たっては、長野県砂防情報ステーション（長野県建設部砂防課発表）の雨量情報を参考に判断する。

3 土砂災害避難勧告等の発令基準

○ 避難発令基準

発令の区分	条件	対象となる箇所又は地区
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報が発表され、近隣でわき水、地下水が濁り始め、または量に変化する等の前兆現象が確認されたとき。 土砂災害警戒情報が発表され、90分以内に土砂災害発生危険基準線を超えることが予想される時。 	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害特別警戒区域 (川西区、西原区、鼠穴区) <ul style="list-style-type: none"> 土石流＝北和田沢、こべ沢、ひよどり沢、内山沢1、内山沢2、桜沢、南海渡沢2、南海渡沢3 ・急傾斜地＝北和田、大和田、川西、北海渡1、北海渡2、南海渡
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 近隣の溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁、道路等にクラックが発生等の前兆現象が確認されたとき。 降雨状況が60分以内に土砂災害発生危険基準線を超え、更に増加することが予想される時。 	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害警戒区域 (川西区、西原区、南神戸区、鼠穴区) <ul style="list-style-type: none"> 土石流＝北和田沢、こべ沢、ひよどり沢、内山沢1、内山沢2、芦間川、桜沢、南海渡沢1、南海渡沢2、南海渡沢3 ・急傾斜地＝北和田、大和田、川西、北海渡1、北海渡2、南海渡
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で土砂移動現象、山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等の前兆現象が確認されたとき。 降雨状況が30分以内に土砂災害発生危険基準線を超え、更に増加することが予想される時。 土砂災害が発生したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 土石流＝北和田沢、こべ沢、ひよどり沢、内山沢1、内山沢2、芦間川、桜沢、南海渡沢1、南海渡沢2、南海渡沢3 ・急傾斜地＝北和田、大和田、川西、北海渡1、北海渡2、南海渡

* 土砂災害警戒情報とは、大雨注意報、大雨警報に続いて、長野県と長野地方気象台が共同により、降雨量と土壌雨量指数から判断し、スネークライン図において、2時間以内雨量状況曲線が土砂災害発生危険基準線を越え、土砂災害の恐れがあるときに発表されるものである。

2 避難勧告等の対象地区（区域に人家等がある地区名と戸数）

地区名	土砂災害警戒区域		地区名	土砂災害警戒区域	
	土石流			急傾斜地	
	警戒区域	特別警戒区域		警戒区域	特別警戒区域
北和田沢	3	0	北和田	1	0
こべ沢	6	0	大和田	0	0
ひよどり沢	7	0	川西	0	0
内山沢1	3 9	0	北海渡1	1	0
内山沢2	4 3	0	北海渡2	0	0
芦間川	9 4	0	南海渡	1 0	3
桜沢	4 4	0			
南海渡沢1	1 6	0			
南海渡沢2	2 2	0			
南海渡沢3	2 6	0			